

在留資格一覽表

※ 在留資格ごとに在留期間が定められています(令和2年3月1日)

※ 在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

・ 就労目的で在留が認められる外国人			
これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。			
在留資格	日本において行うことが出来る活動	在留期間	該当例
教授	日本の大学もしくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、芸術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く)	5年、3年、1年又は3月	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動、自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動、貿易その他の事業の経営を行い又は管理に従事する活動など	5年(1号) 無期限(2号)	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表のほうりつ・会計業務の活動を除く)	5年、3年、1年、4月又は3月	企業等の経営者・管理者
法律・ 会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上の資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	医師、歯科医師、看護師
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く)	5年、3年、1年又は3月	政府関係機関や私企業の研究者
教育	日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校もしくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・ 国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学曾於の他の自然科学の分野若しくは、法律学、経済学社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化を基盤に有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教育、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げるか活動を除く)	5年、3年、1年又は3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本の本店、支店その他の事業所にある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年又は3月	外国の事業所からの転勤者
介護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	介護福祉士
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く)	3年、1年、6月、3月又は15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野(介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業)に属する相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務(1号)又は熟練した技能を要する業務(2号)に従事する活動	3年、1年、または6月(2号)、1年、6月又は4月(1号)	特定産業分野(左記16分野(2号は介護を除く))
技能実習	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づいて技能等を要する業務	法務大臣の定める期間	技能実習生

※ 技能実習制度に代わる育成就労諸制度が国会で24年6月に成立しました。制度運用の詳細は未定

・ 身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことが出来る活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く)
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法第817-2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	5年、3年、1年又は6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年又は6月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し、いっていの在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が指定する期間	日系3世等

・ 就労の可否は指定される活動による

在留資格	日本において行うことが出来る活動	在留期間	該当例
特定活動	「特定活動」在留資格で日本に滞在する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間	EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

・ 就労が認められていない在留資格

在留資格	日本において行うことが出来る活動	在留期間	該当例
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを習得する活動	3年、1年、6月又は3月	日本文化の研究者等
短期滞在	本邦に短期滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合等への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間	観光客、会議等参加者等
留学	本邦の大学、高等専門学校、高校、中学、小学校、若しくは専修学校若しくは各種学校又は設備及び編成に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	法務大臣が個々に指定する期間	学生、生徒
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の習得をする活動(技能実習、留学等の活動を除く)	1年、6月又は3月	研修生
家族滞在	教授、芸術、宗教報道、高度専門職、経営、管理、法律会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、特定技能2号、文化活動、留学等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子	法務大臣が個々に指定する期間	在留外国人が扶養する配偶者・子

※留学や家族滞在の就労は認められていませんが、資格外活動許可申請（本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（週：28時間）で相当と認められる場合に許可されます。）